

第10回税制調査会議事録

日 時：平成26年 6 月27日（金） 9 時30分～

場 所：財務省第 3 特別会議室（本庁舎 4 階）

○中里会長

第10回税制調査会を開会します。まず、今日の会議の流れを簡単に御説明します。

二つの議題があります。1 番目ですが、今年 1 月に総理から、法人課税について、「政府税制調査会において、専門的観点から、法人実効税率のあり方、課税ベースのあり方、政策効果の検証、他の税目との関係などについて、検討を開始させたい」という御指示を受けました。3 月に法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）を立ち上げ、それ以降、法人課税のあり方についてなど議論を重ねてきたという状況です。

これまでの議論を踏まえて、一昨日の法人課税DG及び基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）で、各論を含めた法人税の改革について、最終的な議論を行っていただきました。その際に大田座長と私に修文については一任をいただきましたが、本日はその修文したものを皆様に御報告して、お諮りしたいと思います。

2 番目のテーマですが、昨日の国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）で、国境を越えた役務の提供に対する消費税について、これまでの議論や関係者のヒアリングを踏まえて、具体的な制度案が示されています。本日は、この件について、田近座長から御報告をいただきます。

それでは、カメラの方はここら辺で御退席をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、議題「法人税の改革について」に入ります。

一昨日の法人課税DG及び基礎小委で、大田座長と私に御一任いただきましたが、委員の皆様からの御意見等を踏まえて修文しました。修正した文章について、事務方から説明していただきたいと思います。

それでは、財務省の富安税制第三課長、よろしくをお願いします。

○富安主税局税制第三課長

総10-1 と書かれた「法人税の改革について（案）」を御覧ください。端的に修文箇所を申し上げます。

3 ページ、三つ目のパラグラフの最後の行ですが、「短期的な利害を何とか乗り越えて、本格的な法人税改革を実現させねばならない」とさせていただきます。

5 ページの受取配当では、下から 2 行目、3 行目の終わりに、「その際、市場に与える影響に留意が必要である」と付け加えています。

8 ページ、中小企業のところで、「iv) いわゆる『法人成り』について」の三つ目

の параграфの4行目ですが、「内部留保への過度の誘因を避ける観点から」と、内部留保そのものは悪くないことが分かるように書かせていただいています。

9ページ、「(8) 地方法人課税の見直し」です。最後の「また、外形標準課税が」の параграфですが、2行目から読み上げると「行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された」と、この「意見が多く出された」という場所を変更しました。

11ページ、まず(2)の小見出しを「その他の対応」にさせていただきました。「(d) その他」にミニマムタックス制度の話が出ていますが、これは法人税でもあるので「その他の税目」ではなく、「その他の対応」にしています。

それから、(d)の小見出しは「新税」と書いていましたが、ここもミニマムタックスの話があるので、「その他」に変えています。

(d)も文章を変えています。「このとりまとめに示した課税ベース拡大の取組みを行い、その上でさらに課税ベースの過度な縮小を防ぐ必要がある場合には、例えば、アメリカの代替ミニマムタックス制度のような最低課税制度の導入についても検討することが考えられる。また、イギリスで銀行税が導入され、法人課税の一翼を担っている例もあり、必要に応じ、法人税率引下げの財源確保の一環として、法人課税の一翼を担うような新税の導入の可能性も検討すべきである」ということで、銀行税はイギリスで行われた例に過ぎないことを示しています。

「4. 改革の目標と今後の工程」ですが、政府の方針に正式名称を入れています。

12ページの上から3行目に、「課税ベースの拡大についても」の後に、「優先順位を勘案し」という一言を入れています。

○中里会長

今、御説明のとおりですが、この取りまとめ案については、これまで出た御意見に加えて、皆様から提出された意見書についても読ませていただき、できるだけ皆様の意見を踏まえた形で取りまとめさせていただいたと考えています。

法人課税DGの大田座長も、議事録を再度精査して、非常に詳しく見ていただき、皆様の意見を丁寧に盛り込んでいただいたと考えています。

また、私も文案の修正過程でその都度確認させていただきながら、この取りまとめを作りました。

一昨日の会合ではおおむね皆様から御了解をいただき、修文については大田座長と私に御一任をいただきました。この修文については前回の会合でいただいた御意見を可能な限り反映させていただきました。つきましては、この文章で税制調査会として、総会として了承いただきたいと思いますが、この点よろしいでしょうか。

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

前回、株主総会と重なり出席ができず、誠に申し訳ありませんでした。

意見としては意見書を出させていただきましたので、御参考いただいたと思います。

まとめとしてはこのような感じだと思いますし、修文そのものも外形標準課税などは、こうしなければいけないというより、こういったものが多く出たという表現になっていますので、そこは反映していただいています。できればこのような少数意見も出たと本当は書いていただけると非常にありがたいというのがまず一つあります。

それから、11ページ「4. 改革の目標と今後の工程」に、「骨太の方針に示された方向に沿って具体的な税制改革案を速やかに検討し、実施していくべきである」と追加されて、このとおりでよいと思いますが、骨太の方針そのものの最終調整、与党と政府で行った調整のいきさつも全て含めて考えると、日本の立地競争力、企業の国際競争力を高めるための国際水準、それから、アベノミクスの成果をきちんと取り込んでいくことも含めて財源の話も、という内容で既に閣議決定されているので、そこと矛盾しているところはもう少しやわらかい表現にできればよいと思います。取りまとめ案が出てくるのが若干時期的に遅かったので、逆に言うと骨太の方針と方向性として合っているものを、さらに年末に向けた様々な調整の中でこうしてほしいというようにうまく整合性をとるような表現の方が、有効に使える今後の議論もしやすいと思いますので、意見として中身は会長と座長にお任せしますが、考えていただければと思います。

○中里座長

この文章、それぞれの項目について論点メモや皆様の御意見、いただいた意見書、そのようなものをきちんと見て作成しました。また、前回の会合でおおむねの御了解をいただいて、修文について大田座長と私に御一任いただいたということで、それをお示ししたところです。

ただいま佐々木特別委員から頂戴した御意見、これも議事録にきっちり残るので、私どもも今、いただいた御意見も共有するので、この文章自体は、この修文をもって政府税制調査会としての取りまとめにさせていただきたいと思いますが、これによろしいでしょうか。

○佐々木特別委員

時期的なこともあるので、よいと思います。

○中里会長

御理解いただき、本当にありがとうございます。

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

私も今、まとめていただいたことに、ここで手を加えろということではありませんが、一言つぶやきをさせていただきたいと思います。

まず、法人税引下げに取り組んでいただいたことは、商工会議所としても産業界の一員として評価することでした。本当に御苦労さまでした。

ただ、今回の議論の当初から、赤字法人が7割で一部の企業に税負担が偏っているため、課税ベースを拡大し、赤字法人の多い中小企業に税負担をさせるべきということが、どうも前提で議論されていたという感じを私は強く感じました。中小企業の本質が理解されないまま議論が行われているのが少し残念です。

私がショックを受けたのは、一昨日の法人課税DGです。法人成りをしている中小企業には、課税負担をすべきという乱暴な意見が出たことは、やはり実態をきちんと議論されないままそのように誘導されている部分が否めないと思います。法人成りをしている企業が悪意を持ってやっているかの実態は、私にはよく分かりませんが、制度上そのようになっているかもしれません。でも、それは中小企業全体の話ではありませんし、その企業が税負担をしていないということではないのです。赤字でも税負担をしているわけで、例えば法人成りの企業は赤字である可能性が強く、全て給料で取ろうとお考えになっています。ですから、赤字かどうかは税負担の尺度にはならないので、それについても多分、テーブルに付いている方が十分に吟味せずに議論をして、誘導されている部分があったように思います。

企業が果たしている役割は三点あると考えています。一昨日の法人課税DGにも出ましたが、第一は社会に対して社会サービスを提供することで、第二は雇用を維持すること。第三が利益を追求することです。

株式会社なら利益を追求することはもちろん必要ですが、配当を目的、要するに資本と経営と言ってみれば労働も一緒になっているのが中小企業の実態ですから、必ずしも利益を優先してということではないと思います。そのような意味では上場企業と中小企業では考え方のスタンスが違います。ましてや中小企業の中で労働負担率が非常に高いという現実から言えば、利益を隠しているとか、利益を操作していることよりも、むしろ雇用や社会サービスを優先して頑張っているのが中小企業の実態だと思います。この実態をよく捉えていただく必要があります。雇用についても評価の基準として考えていただきたいと当初から言っていましたが、そのようには考えられていなかったことはどこかで検証する必要があると思います。

本来、このような中小企業の実態をしっかりと検証する必要があると思います。その上で国全体の産業政策として、中小企業にふさわしい税制はどうあるべきかを考える必要があると考えます。

今回の取りまとめ案は、こうした議論が十分でないまま留保金課税、欠損金の繰越控除の制限、中小法人の軽減税率の見直しなどが示されており、極めて残念です。とりわけ外形標準課税は中小企業への影響が甚大であり、反対であることを改めて言わせていただきます。

○中里会長

一応、文章はこの内容でお受けしていただき、御発言をこれからお聞きしたいと思
います。

大田座長、お願いします。

○大田委員

文章そのものを受け止めていただき、ありがとうございます。

ただ、座長として田中特別委員の御意見に申し上げておきますが、欠損法人が7割
あるからといって、私はその欠損法人自体が問題だから中小法人にもっと税をかけよ
うと、そのように議論を進めたつもりは全くありませんし、私自身も全くその認識は
持っていません。そのことだけはお話しておきたいと思えます。

今回の中小法人に関わる議論で非常に印象的だったのは二つあります。一つは企業
規模を測るのに資本金という基準が良いかどうか。今の時代に資本金ということの意
味がどれだけあるのかという本質的な議論が出てきたことが一点です。

また、中小法人を全て一律に扱ってよいのかという議論が出てきたこと。この二点
は非常に大事だったと思えます。

富山特別委員が最初のプレゼンの時から言われているように、人手不足経済になり
つつあります。本当の意味で中小企業を含めた全企業の生産性を上げていくことが、
非常に日本経済としては大事になってきています。特にサービス産業の生産性を上げ
ることが大事になっているので、その意味でも、中小企業は経営基盤が弱いから守る
というだけではなく、守る局面もちろんあってよいのですが、成長を進めていくよう
な、伸びる企業をもっと伸ばす観点から、中小企業税制を考えていくことが非常に大
事だと思えます。そのつもりで議論してきたので、一言申し上げておきます。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

私も今回の取りまとめには賛成させていただきますし、本当にお疲れ様でした。

一つ気が付いた点ですが、全体感というよりは、こちらの個別具体的な改革事項に
なります。これだけの項目があるので、これを完全にプライオリティなど、めりはり
を付けるのはなかなか難しいとは思いますが、そうは言いながらも様々な意味での優
先順位があったと思うので、その辺りをどう考えていくのかという点です。

あとはワーディングで言うと、例えば全体の中で様々な対応が、「必要である」、
「べきである」もしくは「検討すべきである」というワーディングがあり、こうした
ものをどのようにウェイトを付けて考えていくか、全体を読み返した上でもう一度チ
ェックが要る部分もあると感じております。

それから、最後に少し感想のようになりますが、これだけの対応をしてきた中で、
内外へのメッセージは非常に重要ではないかと思えます。特に今回、グローバル経済

の中で海外に向けてという観点からすれば、立地競争力もしくは市場の投資家へのメッセージの部分もあると思います。こうした点を非常に重視すべきであり、私もよく海外投資家などと議論をするときに、そのような議論がどうなのかという点からすれば、例えば英文でのメッセージをどうするかなど、そういった点も本来なら必要な状況です。海外から、法人課税DGなり政府税調といったところは特に注目されていることは、我々が感じる以上に認識してもよいと思います。

内という観点から申し上げると、ちょうど一昨日の法人課税DGにもありましたが、この法人税改革は、単に企業を優遇する点だけではなく、これがいかに国民に均てんしていくか、その観点を考えれば、今年後半のことで言えば消費税もありますし、一方で全体の財政という部分もあります。せっかくこれだけの場でもあるので、こうした国民に対するメッセージも、より強めていただければと思います。これは全体の課題ということかもしれませんが、そのように思った次第です。

○中里会長

対外的にメッセージを出すことは、私もこの税調が始まった時から非常に重要な点だと思っていて、VATグローバルフォーラムなどに出かけたのもそのためです。必要に応じて、外国語で何か用意したり、私がどこかへ出かけてお話ししたりすることも、また考えてみます。ありがとうございます。

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

対外的にメッセージを発信するのは良いことだと私も思うので、ぜひやっていただきたいのですが、その際に先ほどお話ししたように、閣議決定と違った内容でメッセージを発すると、非常に不協和音が出て、対外的に出したこと自体に逆効果が出てくると思います。

日本の政治がどのような方向性であり、それに対してこの税制調査会としては、このようなサポートをしていくという観点からも、課税ベース拡大の話はもちろんよいにしても、基本設計と詳細設計は方向性が一緒である必要があります、違っていると問題ですので、政府税調として閣議決定内容をきちんとサポートしますという方針で、ぜひよろしくお願い申し上げます。

○中里会長

出してもいいが、注意しろということですね。分かりました。

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

今回の法人税改革についての取りまとめ（案）に賛成したいと思います。この取りまとめ（案）には、中小企業への配慮という表現が2か所出ています。その配慮の内容についてですが、中小企業の実態は非常に多様です。保護すべきものもあれば、より成長を後押しするものもあります。したがって、中小企業の定義についての見直し

も今後の課題として検討していただきたいと思います。

○中里会長

武田委員、お願いします。

○武田委員

法人税の減税の改革は、大変大きな税制の見直しですが、この会議に参加させていただく前までは、本当にどこの世界の話だという認識でした。このような取りまとめまでの過程に参加させていただいて、この会議に出席することがとても重要なことであり、私にとっても責任重大なことだと感じています。今、本当にひしひしと感じています。その観点から、もう一度、この取りまとめ（案）を読ませていただいて、すごく様々なところに配慮がなされた、私たちにも分かりやすい文章にまとめていただいている、本当に素晴らしいと思います。

ただ、高田委員なども言われたように、このようにいろいろ考えて、様々な御意見が出て、様々なメッセージ性を持っているところに配慮されていますが、やはり一般の私たちに届くときには、全くこの言葉は届いておらず、私もここに関わらなければ、また、余り関係のないところでは、法人税を減税したところでどうなるのという認識です。取りまとめを読んでいただくとすごく伝わるのですが、もっと日本が競争力を高めて、国内にも国外にも発信していくところを、どうしてもまだメッセージ性として弱いと思います。私たち、この会議から発信する、その発信の強さをどのようにやっていったらよいのだろうと。私は、その案を持っているわけではありませんが、高田委員が言われたように、英語を用意するなど、そのような直接的なことは、皆さんの中でもさらに考えていかなければならないと思います。まだまだ日本国民の皆さんが、ニュースや新聞を見ているだけでは、ここまできちんとバランスのとれた文章であることは、あまり認識は広まっていかないと思います。これほどきっちりやっているのに、何か届かないというもどかしさを私は感じています。大卒な感想のようなお話ですが、それをすごく感じています。

○中里会長

ありがとうございます。税制調査会は、国民に御負担をお願いする立場の、その一端を担っています。ですから、できるだけ繰り返し、分かりやすく、丁寧に御説明する努力を続けていく必要があります。これは武田委員が言われるとおりでと思います。

また、その際に、弱い方への目配りも忘れないように表現に十分注意しながら、きちんと国民に届くように頑張っていきたいと思います。

諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

このような形で法人税率の引下げと、課税ベースの拡大ということで方向性がまとめられたことに非常に賛成したいと思います。それだけ、リーダーシップを発揮された大田座長には敬意を表したいと思います。

その中で、今後のこととなりますが、どのように代替財源を検討していくかが非常に重要なテーマで、今回、秋から冬にかけて、様々な議論が行われていくと思います。その中で、やはり重要なものとして、外形標準課税と、租税特別措置（以下、「租特」という。）の見直しが非常に重要になっていくと個人的に考えていますが、その租特を見直すときに、やはり評価機関あるいは評価プロセスをきちんと日本でも確立する必要があると思います。今後一度限りではなく、恒常的に新しい租特も今後作られるでしょうが、見直しも恒常的に行っていくべきだと思います。

アメリカでは、既に議会側でも、財務省側でも、あるいは会計検査院がきちんと租特の開廃についてチェックをする機能を担っていますし、イギリスでも政権交代してから新しい独立機関を作って、租特をきちんと評価しています。さらにイギリスの場合は、有効性評価まで踏み込んだ役割を果たしているのです。日本の場合、それを税調の下に置くのが良いのか、あるいは財務省内の独立評価機関のようなものを作るべきなのか、はたまた会計検査院を活用すべきか分かりませんが、いずれにせよ、評価機関と評価プロセスを確立するという議論を始めてはいかがかと、私は考えています。

確かに、租特透明化法で適用実態に関する報告書が毎年出されて、ホームページで膨大なデータが公開されるようになってきました。これは第一歩だと思いますが、このようなデータを基にきちんと分析を進めて、税収ロスや適用数など、適用実態を明らかにするだけではなく、例えば租特で、本当に追加的な投資が誘発されたのかどうかなど、そういった点を含めて租特の有効性について検証して、それを見直しにつなげていくプロセスの開発をぜひ御検討いただきたいと思います。

○中里会長

新浪特別委員、お願いします。

○新浪特別委員

この取りまとめには大賛成です。実は、ローソンという会社は、それぞれの地域に大中小企業の加盟店があり、たまたま特別委員になっているので、そのような方々にも説明したところ、結果的には御了解をいただきました。私は外形標準課税について、いわゆる資本金1億円超か以下かというような基準は、グローバル・イコールフットリングにおいてはおかしいし、また、やはり今、国が置かれた立場でトレードオフを解決していかなければいけません。

私は、小売にいながら消費税を上げることにも賛成してきました。全体像において、国が今やらなければいけない課題のプライオリティも考えて、法人税率を引き下げ、しかし課税ベースを広げて、成長戦略とともに税収を増やしていく。

ということで、人件費が上がっている中で大変ですが、ぜひとも6,000人ほどいるその中小企業の人たちにも全体像を分かりやすく説明することが必要だと思い全体像をわかりやすく説明し説得しました。そして、その中で、今後我が国はまさに課税ベースを広げていかなければいけません。また、今般出た成長戦略も、そのような意味で、

これをきちんとやる前提で期待をしていただきたいと。

ただ、そのときに、今後の日本に置かれた立場は、中長期におけるサステイナブルに社会保障をきちんとやっていかなければいけません。アメリカと違って、ユニバーサル・インシュランス、つまり、これだけの国民皆保険をきちんと適用されるような構造をしっかりとさせていかなければいけません。そのためにも、消費税のあり方も、本当にもう一度これから考えていく、より上げていく方向性も、我々小売は理解しなければいけないと、このように加盟店の中心人物の皆さんに御説明しました。最終的には、中小企業を中心に全体像を理解してもらうために、分かりやすくすることが必要だと感じました。

その中で、課税ベースをどのように決めていくのか、ぜひ早期に結論を出していただきたいと思います。今後の工程の中で、議論をし、そして早く決めて、政界にも発していくこと、国内にも発していくことが必要だと思います。

また、10ページで検討すべき事項とありますが、法人税だけで解決できる問題ではないので、所得税をはじめ、消費税、資産税、全てに関わってくる全体像をどうあるべきか。課税ベースの話を確認にしていくとともに、この全体像を早期に粗々、このような方向性だということも出していかないと、それぞれが関係し合って、物事が一つのポイントだけでは議論が尽くせない、または結論は出ないようになっているので、ぜひとも全体像もこの工程の中に入れて、きちんとまとめて、出していくことが必要だと思います。

繰り返しますが、分かりやすく全体像を説明する。全体像というのは、なぜ課税ベースを広げなければいけないか、もう少し分かりやすく説明をしていくこと。まさにトレードオフ、必ず何かを決めれば、何かへこむような、このへこむものは全体最適において非常に重要だという説明の仕方をきちんとして、早期に課税ベースのことに決着を付けていただきたい、また、いきたいと思います。

実はローソン本部だけが儲かるのではないかと言われたのです。本部は大企業でしょう。ですから、最初は大変な批判があったのですが、国全体ベースでの話をして、賃金を上げたり、再投資に使うので決して本部だけ儲かるのではないと説明をきちんとして、中小企業である加盟店は常に対立構造になりがちな状況もあるので、よくよく細かく、分かりやすい言葉で説明をしていくことが必要だと感じました。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

取りまとめには、異論はありません。少し要望ですが、一連の論議の中で、宿題というか、これから恐らく取り組むべき宿題がかなり見えてきたと思うので、税調としては、ぜひそれを続けていただきたいと思います。

具体的には、正直言って負担増は非常に難しい問題ですが、所得税のありよう、特

に広く、薄く、これからどのような形で負担をして、それを国民にどのように分かってもらうのか、かなり大変な仕事だと思います。そこが大きな宿題ではないかと思います。

あと、平田委員が言われていましたが、やはり再削減をどう考えていくのか。そもそも財源を見つけるのが非常に難しく、大変厳しい過程というか、予想されたことではあるのですが、やはり全体的に、一体どこをどのようにやっていくのか、なかなか税調として歳出削減へのアプローチは少し難しいと思いますが、様々な知恵の出し方があるように思いますので、その辺りの宿題をぜひ一歩でも二歩でも解決に向けて前進していきたいと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

前回の法人課税DGで、私が申し上げたことで、11ページに、基本方針2014の文言を盛り込んでいただいたこと、大変感謝しています。この案文で、私自身は了承してよいと思います。

特に、佐々木特別委員が言われたように、この閣議決定は重いものですから、やはりこの方向と整合的に、法人税改革を進めていくべきだと思います。

租特については、やはり私は、この書き方でよいとは思いますが、この閣議決定の方向性と矛盾しないように進めるべきだと思います。稼げる企業の租特にさほど財源にもならないところで、がんがんとたいて削ってしまうことが、本当に閣議決定の方向と合致しているのかというところはあると思いますから、やはり成長戦略と矛盾しない形できちんと租特を見直すことが必要だと思います。

○中里会長

ありがとうございます。赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

この取りまとめ、本当にありがとうございます。私もこれで異論はありません。

今後に向けて、二点ほど述べたいと思います。

一つは、成長戦略の流れで法人税引下げを、今回、行おうという強い意思があるわけで、それが結果として成長につながるような、成功を絶対させなければいけないので、何のために引き下げるのかを常に頭に置きながら、この改革を進めていただきたいと思います。

そのためには、この改革を行っていく上で、エビデンスに基づいた評価、分析はもちろん重要ですし、もう一つ財政規律もしっかりと確保しながら改革を進めていく点も大事だと思います。

二つ目ですが、これを進めていく上で、検討すべきとか、必要であるとか、様々な文言がありますが、どのような形でこれを実現していくのか、最後が工程という形に

はなっていますが、具体的な工程がまだ書かれていないので、どのようなステップでこれを実現していくかが重要だと思います。

改革では、期限を切って進めていくことが大事で、特に法人税、外形標準課税など、財源確保のために進めていくとは思いますが、それだけではなく、つつい後回しになりがちな10ページ、11ページの法人税改革と併せて検討すべき事項という、それ以外のところ、先ほども総合的に課税を見直していくべきという議論がありましたので、その点も同時に議論しながら期限を切って改革を進めていただきたいというのが意見です。

○中里会長

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

私も取りまとめに異論はありません。細かいことについては、一昨日の法人課税DGで私の意見を申したので、もう繰り返しません。先ほど大田座長が言われた二点は、とても大事なことなので、今後、それを踏まえて考えていくべきだと思います。

一点だけですが、3ページの総論のところ、全体に総論はとてもよく書かれていると思っていますが、国民になぜ法人税改革をするのかを説明するのに、確かに生活に直結しないゆえに分かりにくいので、このところ、「法人税改革が難しい理由の2つ目は」というところがありますが、何のためにするのかについて、やはり政府税調はせっかくこれを出すのですから、分かりやすく発信していく、先ほど各委員からもありましたが、そうしないと、一般の方に何をやっているのか、何のためなのかということが非常に分かりにくいと思います。ですから、このところを分かりやすく税調として発信していく。まさにこれは法人税の構造改革であるということを、ぜひ強く発信していただきたいと思います。

○中里会長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

ありがとうございます。良い形でまとめていただき、ありがとうございました。賛成です。

ほとんどの人が、私と同じ気持ちだと思いますが、我が国は、このデフレから永久に脱却できないのではないかという悲観的な気持ちになることもあった時代が続いてきたのですが、やっと、いや、そうでもないかもしれないという気も感じられる状況になってきた中で、前向きな法人税改革の議論が行われて、デフレからの脱却をより可能にする税制改革の提案になっているのだろうと、私は思います。ですから、本格的な秋の陣に向けて、これが余り後退することがないと良いと希望します。

○中里会長

ほかに何かあるでしょうか。

非常に貴重な御感想、御意見をいただき、本当にありがとうございます。今、皆さんから頂いたことは、当然議事録に、この取りまとめとともに残りますので、その点は御安心ください。

それでは、税制調査会として、この「法人税の改革について」を正式に取りまとめさせていただきます。短い期間で精力的に御議論いただいたこと、本当にありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、続いての議題「国境を越えた役務の提供に対する消費税について」に入りたいと思います。この国境を越えた役務の提供に対する消費税の問題については、これまで田近座長の下、国際課税DGで熱心に御議論いただいていたので、その内容について、田近座長から御報告をお願いしたいと思います。

○田近委員

今、会長から御説明があったように、国際課税DGで、国境を越えた役務の提供に対する消費税ということで、大まかに言ってしまえばインターネットを通じる海外からの役務の提供について、どのように税を扱うかという議論をしてきました。テクニカルなことをここで細部まで御報告する時間がないので、資料の総10-2、総10-4を御用意いただきたいと思います。基本的には総10-4を御覧ください。

何がこの問題の本質だったかということですが、この絵に書いてあるように、左側に国内事業者、右側に国外事業者、真ん中に波線で国境が書いてあるのがポイントで、国境が見えないところがこの話の本質なのです。左側の図にあるとおり、国内事業者からインターネットを通じてコンテンツを購入した場合には、消費税が課されます。他方、右側の図のように、国外事業者から同じコンテンツを買った場合は消費税が課されません。これをどうするかという議論が、課税の課題として出てきました。

ただ、よく考えると、問題の本質は消費課税をどうかけるか。消費課税とは、destination principle、堅い言葉ですが、仕向地課税、それを平たく言うと、この場合、役務ですが、役務の提供を受けたところで課税するということは、言い換えると、輸出には課税しないということです。

輸出に課税しないとはどのようなことかということ、免税だけではなく輸出取引にそれまで関わってきた付加価値に課税しない。つまり、輸出業者は免税であると同時に、それまでの仕入税額控除ができる。その両輪で成り立っています。両輪とは、輸入の場合には、例えば物を輸入した場合には税関を通過して関税がかかります。関税がかかり、次は国内の消費ということで、日本の消費税がかかる、そのような仕組みになっています。

問題点は、本来、そうあるべき消費税が国境を越えてきたときには課税されていないではないか、それを日本の国境を越える役務に対して仕向地課税を徹底しようとし

たのが議論の本質で、ある意味で、それだけ分かっていたらよいと思います。その上で何とかそれが執行に回るような制度を工夫してきたのだとお考えいただければ、私は十分だと思います。

実際にどうするかは2ページを御覧ください。まさに先ほどの波線の見えない国境が出てきたというところで、どこで役務が提供されたかという国内、国外の判定を見直さなければいけません。先ほど申し上げたように、消費したところで消費税が課税されるようにしなければいけないということです。

そこで、どこを見直すかということ、流れ図のようですが、「役務の提供が行われた場所は明らかか」。外国で役務が提供されたら、仕向地は向こうですからかけません。ところが、グレーゾーンのうち幾つかは、今日は説明を省きますが、今まで対処してきたものがありますが、国内外にわたるインターネットサービスのようなものは、先ほど言ったような問題が起きました。それで、この際に2ページの一番下の改正案、役務の提供を受ける者の住所等または本店等の所在地で判定することになりました。

あとは4ページですが、次の問題は、さはさりながら、インターネットでサービスを受けると言っても、相手は無限に近く海外に存在します。無限にいる海外の事業者に対して、日本でサービスを提供するのですから、消費税を払ってくださいというのは現実的にありません。そこで、そこから先は、表現に気を付けなければいけないのですが、思い切りみたいなことをしていかなければいけない。たくさんある事業者がいてどうするかということで、まず日本の事業者、事業者は税務申告していますから、事業者が海外から役務を提供されるときに、日本の事業者が自分で消費税を一旦払ってくださいと。海外の人はつかめないで、日本の事業者が払ってください。その代わり、海外から売の方は、きちんと事業者に売ったことが証明できるようにしてください。リバースとはそのような意味で、日本の事業者、つまりインターネットのコンテンツを海外から購入した事業者が消費税を払うことです。

ただ、消費税はうまくできたもので、自分で払った税額は課税事業者だと仕入税額控除できますので、払って無くなってしまふことになります。ただ、その辺りを議論すると終わらなくなってしまうほどに深い問題があります。それは、その事業者が非課税取引をしているときには、仕入税額控除が制限されますから、自分で税金を払わなければいけないということです。しかも、先ほど申し上げたように、内外判定が非常に難しく、これは昨日佐々木特別委員が大分御指摘になりましたが、海外からサービスされても、それは海外で使うのか、日本で使うのかということがあります。例えば研究開発に対する情報が海外から来た。それをどれほど日本で使うのかどうか、その判定が難しい。単に判定が難しいだけではなく、そこに非課税取引を行う事業者が絡むと困難な問題があります。

一方、個人向けの場合、個人に税務申告してもらふことは難しいので、海外の事業者が税を払ってもらいます。これが国外事業者の申告ということです。したがって、

海外の事業者がインターネットを通じて取引を行うときに、国内で事業者あるいは事業取引とみなされるものは、言葉が堅くて申し訳ありませんが、国内事業者が払うリバースチャージでやりましょう。そうでないものは、消費者向け取引ということで国外事業者に払ってもらおう。これがアイデアの骨子です。

もう一度申し上げますと、基本的には国境を越える役務の提供においても仕向地原則を徹底します。徹底の仕方は、国内事業者においては基本的には事業者が消費税を払っていただく。個人に関しては、国外事業者が税を、その納税管理人が日本にいますので、日本で払ってもらおうということです。

国際課税DGは、今日もメンバーの方がいらっしゃいますが、考え方としてはこれでよいだろうと。少し省いた点があります。日本では事業者の課税事業者番号が無いので、それに伴う難しさがある、今日御紹介した話になりましたが、その点も国際課税DGでは御理解いただいて、方向性としてこれでよいだろうとなりました。ただ、今、申し上げたように、簡単に事業者向けサービスとか消費者向けサービスとか言いましたが、なかなかそれは整然と分類できない領域があります。その辺りはさらに詰めていくということです。今後のことを言うと、来年度の税制改正、4月1日を目指します。それまでに宿題になった、今、事業者向け課税、消費者向け課税の切り分けというか方法でやっていきますが、執行においてさらに考慮すべき点の御指摘があったので、それについては法律案を提出する前に、国際課税DGでもう一度議論します。それを前提に平成27年度に向けて進めていきたいと思えます。

新聞社の方からは、では、いつこれを施行するのだという質問があるのですが、できるだけ早く施行したい一方で、事業者の方が対応できないといけないので、そこは財務省の担当の方に、事業者と鋭意接していただくことにして、施行に関しては、この段階ではオープンなところがあります。

○中里会長

今の田近座長からの御報告について質疑応答及び意見交換に移りたいと思えます。土居委員、お願いします。

○土居委員

中座させていただきますので先に意見を申し上げます。

今、田近委員から御説明があったとおりで、この案でよいと私は思えます。ただ、今後の課題は田近委員も言われたように様々あると思えますし、さらにもう少し長い目を見たときには、そもそも我が国に課税事業者番号が無いことが根本的な問題だと思うので、やはりマイナンバーでそのような仕組みができますから、これをうまく活用しながら、マイナンバーがそのまま課税事業者番号にはならず、別途その番号を振ることになるかもしれませんが、早急に課税事業者番号が導入されることを強く申し上げます。

○中里会長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

大枠としてこのような形でよいと思います。なおかつ、今、これをコントロールする仕組みがないので、国外の業者が国内の業者に対して競争力を持っています。これを解消するためにこのような形のものを作ること自体の趣旨は十分理解して、これはやるべきだと思いますが、例えば内外判定にしても、複雑な仕組みだったり、それに膨大な事務処理が必要となってしまうと、せっかく国内の我々消費者、事業者が海外も含めてトータルで選択肢を増やそうと事業を進めるときに、国内事業者は海外事業者を選ばないなどという、非関税貿易障壁のようになってしまいます。ぜひシンプルにリーズナブルな形での内外判定、それから、リバースチャージをするにしても、事務負担を考慮し、申告対象から除外する規定の適用を殆どの事業者が受けられるようなものにするなど、確実に妥当な形にすべく、今後の制度設計の方をよろしく願います。

○中里会長

ありがとうございます。そのために努力を引き続き続けていきたいと思います。

田近委員、お願いします。

○田近委員

今まで無いものに課税されますが、やはり我々にとっての大きなチャレンジは、先ほど言った国境が見えない世界で、destination principleをどのように消費税で貫くか。それはチャレンジだと思います。

もう一つは、日本の事業者に課税事業者番号が無い中で、destination principleをどう貫くかという、チャレンジというひねりすぎた言い方ですが、要するに壁です。そのようなバリアーの中で、もう少し時間があれば、どこが苦肉の策なのかを説明できるのですが、一言で言うと、取引をじっと見て、これは事業者向け取引で、そうではないのは消費者向け取引だと定義したこと、ここを税調の総会としてシェアしていただきたい。私がシェアすべきだと思うのは、国境をまたぐ取引で、destination principleを、消費税の本来の姿を貫徹しているということ、理解していただければと思います。

○中里会長

ほかにはいかがでしょうか。非常にテクニカルな問題ですが、今後重要になってくると思いますので、何かございましたら、御意見をお願いします。

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

国際課税DGに所属していましたがあまり参加できなかったのが、今から言うことがもう既に議論されていたら申し訳ないのですが、この仕組み、もちろんやっていただ

くのはよいですが、限界もあるということで、実際十分全てを捉え切れない場合があります。もし、その後で発覚した場合に罰則という言葉かどうか分かりませんが、何らかのペナルティがかかる形で、十分把握できないが、見つからないかもしれないが、それはやるべきではないというインセンティブを与えるような仕組みで普通はカバーしていくと思います。そのような議論はどのようにされていたのでしょうか。

○田近委員

法律のことなので会長から御説明いただいた方が良いかもしれませんが、議論としては、とにかく先ほど言った大きなチャレンジに応じていくことです。そこで佐々木特別委員たちの事業者側の意見も十分聞いて、制度的にできると思ったことをやって、その後で思わぬことが起きたなら、そこで改正するというところで、この時点でペナルティを付けるとか、逆にインセンティブを与えるとか、そのようなことに関しては完全にニュートラルな議論だと思います。とりあえず、皆さんの議論というか、取引上の状況を十分把握し得る限りで制度を作ってみる。おっしゃるとおり、それで何か思わぬことがあれば、そこで改善するというところで私は考えています。

○赤井特別委員

ありがとうございます。分かりました。

○中里会長

日本の法律で外国の事業者を縛ることは基本的にはできませんので、これは条約を使ったり、さまざまなことを考えていかなければいけないということがこれから出てくると思うのです。それについては、その都度、また議論していきたいと思っています。事務局、この辺りは何か補足はございますか。よろしいですか。

では、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。活発な御議論、ありがとうございました。国境を越えた役務の提供に対する消費税については、今までの議論と制度改革の方向性を示すことができたと考えています。今後は、この制度案をベースに、財務省のほうで引き続き関係者の皆様からの御意見を頂戴しながら、具体的な制度設計を行っていただきたいと思っています。

本日の議題は以上です。本日は、法人税の改革について皆さんの御了解をいただくとともに、国境を越えた役務の提供に対する消費税について国際課税DGからの報告を受け、制度改革の方向性を示すことができました。いずれもこの税制調査会として、中長期的観点から専門的、技術的な議論が十分に行えたと思います。皆さんの御協力に改めて感謝申し上げます。

次回の日程については、追って事務方から御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の税制調査会、これで終了したいと思います。お忙しいところ、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。